

「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正等」に関する意見公募の結果について

令和6年3月29日
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

経済産業省では、令和6年2月8日付けで、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正等について意見公募を行いました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見公募に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募集期間： 令和6年2月8日（木）～令和6年3月8日（金）
- ・ 告知方法： 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・ 意見提出方法： 電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出件数：11件※

3. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話番号：03-3501-1742

4. 備考

※意見提出件数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

提出意見及び提出意見に対する考え方

<p>1</p>	<p>柵・塀の設置については自家消費型の太陽光発電所を対象とした措置であると想定されますが、自家消費型の営農型太陽光発電所の場合でも柵・塀の設置は必須になるのでしょうか。</p> <p>再エネ特措法では、営農型太陽光発電所での柵・塀の設置が免除される場合があるとしていますので、太技省令（および同解釈）でも同様の措置が取られるのでしょうか？</p>	<p>今回改正する規制についての対象は自家消費に用する設備だけでなく、小規模発電設備（一般用電気工作物を除く。）である太陽電池発電設備に適用されます。さく、へい等の設置については必ずしも必須としている訳ではなく、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（20210317保局第1号）の一部を改正する規程」改正案の第2条第2項第2号イ及びロで示すとおり、</p> <p>イ 電技解釈第二十一条第四号の規定に準じるとともに、機械器具等を収めた箱を施錠すること。</p> <p>ロ 充電部分が露出しない機械器具を、次のいずれかにより施設すること。</p> <p>（イ） 機械器具を地表上2m以上の高さに、かつ、人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること。</p> <p>（ロ） 機械器具に人が接近又は接触しないよう、さく、へい等を設け、又は機械器具を金属管に収める等の防護措置を施すこと。</p> <p>等の措置を講ずること、さく、へい等の設置をしないことができます。</p>
<p>2</p>	<p>① A線・B線の範囲が改正前に比して拡大しているが、これの出典になったものを逐条解説に記載して欲しい。</p> <p>② A線・B線の範囲と設置場所の関係が明確になるよう、基準風速の様に市町村単位でA・B・それ以外にそれぞれ該当する地域がわかるよう、表形式で逐条解説に記載して欲しい。</p>	<p>①及び②については、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」において、A線、B線の範囲変更の理由及び範囲の明確化を図ってまいります。</p>

3	<p>「発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）の一部を改正する規程」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設する落雷検出装置等で検出しなければならない雷撃の「風車における落雷部位」は「どこから、どこまで」なのでしょうか？ ・ ブレードやナセルだけではなく、NEDO, 研究機関等で観測実績のない「タワー」も対象なのでしょうか？ ・ 省令及び、この解釈で明確になっているのでしょうか？ ・ 明確になっていない場合、記載する必要はないのでしょうか？ 	<p>省令第5条の「最高部の地表からの高さが二十メートルを超える発電用風力設備には、雷撃から風車を保護するような措置を講じなければならない。」とあるとおり、落雷検出装置において検出する部位を限定するものではなく、発電用風力設備への落雷すべてを対象とするものとしています。部位を限定するものでないため、原案のとおりとします。</p>
4	<p>二の”電荷量の検出装置は・・・”という表記をイ（二）と同じく”落雷検出装置は・・・”という表記にさせていただきたく、お願い申し上げます。</p> <p>ニ落雷検出装置は、日本産業規格 JIS C 1400-24:2023（風力発電システム-第24部：雷保護）に示す風車用雷電流検知形落雷検出装置に適合するものであること。但し・・・</p>	<p>御指摘を踏まえて「ニ 電荷量の検出装置は」を「ニ 落雷検出装置は」に修正いたします。</p>

5	<p>「二 電荷量の検出装置は、日本産業規格 JIS C 1400-24 ; 2023 (風力発電システム-第 24 部 : 雷保護) に示す風力用雷電流検知形落雷検出装置に適合するものであること」とあるが、以下のとおりの記載としていただきたい</p> <p>「二 電荷量の検出装置は、日本産業規格 JIS C 1400-24 ; 2023 (風力発電システム-第 24 部 : 雷保護) に示す風力用雷電流検知形落雷検出装置に適合するまたは JIS 規格と同等の機能を有するものであること」</p>	<p>御指摘の部分は落雷検出装置としての規格を明確化させるために規定するものであるため、原案のとおりとします。なお、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容は発電用風力設備の技術基準の解釈に限定されるものではなく、同省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同省令に適合するものと判断いたします。</p>
6	<p>風技解釈第 7 条の 6 に 「電荷量の検出装置は、日本産業規格 JIS C 1400-24;2023 (風力発電システム-第 24 部 : 雷保護) に示す風車用雷電流検知形落雷検出装置に適合するものであること」が追加になる事に関し、当該検出装置を製造するメーカー (A 社) より、現状では JIS で求められる一部試験方法自体に不備があり、JIS への適合が不可能である事から、現在、その試験方法が見直される見込みである旨伺いました。このことから現状では JIS に適合した当該検出装置が国内には存在していない可能性があり、この場合、風技解釈第 7 条の 6 の要件を満足できない事が懸念されますが、どうすれば宜しいでしょうか？</p>	<p>特定個社の製品に関するご意見ですので、パブリックコメントの回答としては差し控えさせていただきます。</p>

7	<p>風技解釈に関して以下3点の意見を提示させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第7条6-1-ロ(ロ)」及び「ハ(ロ)」において、(二)「落雷検出装置」を追加することとなっているが、この要件に関しては既に工事計画届の認可を受けている発電所に対して遡及適用はなく、改定発行後に工事計画届の認可を受ける発電所からの要求という認識で合っているでしょうか？ ・「第7条6-1-イ(二)」においては「落雷検出装置」の施設を求められているが、「第7条6-1-二」においては「電荷量の検出装置」という名称が示されている。 <p>名称が異なるが、示しているものは同一ものか、異なるものか区別できるよう明記いただくことのご検討、よろしくお願ひ致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別図1, 2にてA線、B線を地図上で記載いただいておりますが、一般海域のプロジェクトにおいてはどのように対象地域を定義するか明記いただくことのご検討、よろしくお願ひ致します。 	<p>1 ポツ目につきましては、御理解の通りです。遡及適用はなく施行日（令和6年10月1日）以降に工事計画届出書の届出があった発電用風力設備に適用されます。</p> <p>2 ポツ目につきましては、ご指摘を踏まえて「ニ 電荷量の検出装置は」を「ニ 落雷検出装置は」に修正いたします。</p> <p>3 ポツ目につきましては、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」において、一般海域の発電用風力設備の対象区域に関して明確化を図ってまいります。</p>
---	---	--

8	<p>1. 営農型の地上設置太陽光発電設備を施設する場合で、太陽電池モジュールの最低地上高を2m以上とするよう指導されている。ケーブルの敷設についても同様に扱い2m未満の敷設部位についてはケーブルを管路で保護する、など明確な技術基準や解釈などの記述をお願いしたい。</p> <p>2. 営農型の地上設置太陽光発電設備を施設する場合で、発電装置（逆変換装置、パワーコンディショナ）や積算電力量計などの配線を保護管に納め接触防止することにより、発電装置周囲のさく・へいを不要とする、など明確な技術基準や解釈などの記述をお願いしたい。</p> <p>3. 営農型の地上設置太陽光発電設備を施設する場合で、太陽電池モジュールの最低地上高を2m以上だど接触防止を施すことにより、発電設備周囲のさく・へいを不要とできる基準を設けていただきたい。</p> <p>4. 太陽光発電設備を施設する場合で、高圧・低圧の別に関わらず、設備全体にさく・へいが不要とすることができる接触防止等の基準を設けていただきたい。</p>	<p>1～4ポツ目につきましては、さく、へい等の設置については必ずしも必須としている訳ではなく、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（20210317保局第1号）の一部を改正する規程」改正案の第2条第2項第2号イ及びロで示すとおり、</p> <p>イ 電技解釈第二十一条第四号の規定に準じるとともに、機械器具等を収めた箱を施錠すること。</p> <p>ロ 充電部分が露出しない機械器具を、次のいずれかにより施設すること。</p> <p>（イ） 機械器具を地表上2m以上の高さに、かつ、人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること。</p> <p>（ロ） 機械器具に人が接近又は接触しないよう、さく、へい等を設け、又は機械器具を金属管に収める等の防護措置を施すこと。</p> <p>等の措置を講ずることで、さく、へい等の設置をしないことができます。</p>
---	---	--

9	<p>「発電用太陽電池発電設備に関する技術基準の解釈」の改正案の第2条について、安全確保上必要な改正と思われるが、その実施状況（確実に実施されたかの）確認はどのような方法で誰がいつ行うのかを明確規程することが必要。</p>	<p>本改正の施行日（令和6年10月1日）までに「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」を改正し、使用の開始前に適切に取扱者以外に対する侵入防止措置が取られているかを使用前自己確認において確認いただき、その結果を届け出ていただくこととする予定です。</p>
---	---	--